

第百五十九回国
参議院議院運営委員会會議録第二十号

平成十六年五月十二日(水曜日)
午前九時二十五分開会

委員の異動

五月十一日

補欠選任

関口 昌一君
田村耕太郎君
吉田 博美君

出席者は左のとおり。

委員長 宮崎 秀樹君
理事 金田 勝年君
小斉平敏文君
溝手 顕正君
谷 博之君
平田 健二君
魚住裕一郎君
井上 哲士君

委員

有村 治子君
大仁田 厚君
岡田 広君
小泉 顕雄君
後藤 博子君
田村 公平君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
吉田 博美君
池口 修次君
大江 康弘君
藤井 俊男君
藤原 正司君
森 ゆうこ君
千葉 国男君

議長 池田 幹幸君
副議長 倉田 寛之君
本岡 昭次君

衆議院議員

議院運営委員長 武部 勤君
代理 小坂 憲次君
議院運営委員長 一川 保夫君
代理 西 博義君

事務局側

事務総長 川村 良典君
事務次長 石堂 武昭君
議事部長 阿部 隆洋君
委員部長 高山 達郎君
記録部長 山口 一夫君
警務部長 橋本 雅史君
庶務部長 小幡 幹雄君
管理部長 田中 英明君
国際部長 本田 均君
法制次長 郡山 芳一君

衆議院法制局側

本日開会に付した案件
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件
○本日の本会議の議事に関する件
○委員長(宮崎秀樹君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたします。
提出者衆議院議院運営委員長武部勤君から趣旨説明を聴取いたします。武部勤君。

○衆議院議員(武部勤君) ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

秘書給与をめぐる不祥事、とりわけ秘書給与を不正流用、詐取する事件が度重なり、国民の国会議員に対する不信を招いてきたことから、衆議院においては、秘書問題について議長から諮問を受け、議会制度協議会等において、鋭意、慎重に、かつ精力的に検討を重ねました結果、本法律案を成案として決定したものであります。

その内容は、六十五歳以上の者及び議員の配偶者の議員秘書への採用を禁止すること、秘書の兼職は原則禁止とし、例外的に、議員の許可を得て議長に届け出た場合には、これを認めるとともに、その旨公開すること、また、秘書の給与は全額を直接本人に支給すること、並びに秘書に対する所属議員の政党その他の政治団体・支部への寄附の勧誘及び要求を禁止すること等であり、

本案は、去る四月九日の衆議院議院運営委員会において賛成多数で委員会提出の法律案と決定し、同日の本会議で可決したものであります。何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(宮崎秀樹君) これより質疑に入ります。井上哲士君。時間をいただきまして、秘書給与法案について質問をいたします。
今回の改正の目的は、辻元清美、山本譲司、田中眞紀子、佐藤親樹氏と、一連の秘書給与と流用や詐欺事件などを受けて、その再発を防止しようというところにあると思います。

昨年九月に、衆議院に国会議員の秘書に関する調査会が設けられまして、答申が出されております。その中でも、「秘書に支払われるべき給与が、秘書業務等に従事していない、もしくはほとんど秘書としての勤務実態のない者に支払われ、さらにはその支払われた給与が別の用途に流用されていることが露見し、大きな社会問題となっている。」、こう指摘をしております。

秘書給与と流用事件の一番の問題は、こうした勤務実態のない公設秘書の名義借りで給与を詐取する、ここにあると思います。そうであれば、改正はこの名義借りができないようにするというところを中心にするべきでありますし、日本共産党は、そのために、公設秘書の氏名や勤務先を公表し、国民が監視しやすいようにすること、もう一つは、不正の温床にもなってきた近親者の秘書採用を禁止するなどの改正をすべきだと主張してまいりました。結果、法案には盛り込まれませんでしたけれども、衆参での議員秘書の氏名等の公表に係る申合せで院の指定する閲覧場所において行うということになりました。

ただ、この法改正の目的、趣旨から考えますと、国民が簡単に情報を得ることができるよう院のホームページ等で公開をするということが必要かと思うわけですが、この点、提案者の御意見をまずお伺いをいたします。

○衆議院議員(小坂憲次君) 井上議員にお答え申し上げます。
御指摘のように、院が直接、議員秘書の氏名等という、この内容についての公表にかかわるといふことは、氏名等という中にはプライバシーにかかわる情報も関与する可能性があることから、院が直接関与するよりは、会派がそれぞれにおいて行うことが適切である、このように考えておるわけでございます。様々な方法を検討いたしまし

たわけてございますが、公表事項や様式を各派共通のものとして、国民に対して分かりやすい形で情報提供することが適切かと考えまして、その意味で、御指摘の公開場所につきましては、各会派ごとに別々に公表するのではなく、国会議員の資産等報告書が公開されている場所においてすべての会派の情報を一か所に集めて公開することが、より国民が情報に容易にアクセスできるという点において適切であろうと、そのように考え、予定しているところでございます。

したがって、御指摘の院のホームページ等における公表ということは、先ほど申し上げた理由によりましてこれを行わず、むしろホームページでの公開は、今回の議員秘書氏名の公表は各会派の責任において行うものであることを考えれば、まず各会派において検討すべき課題であると考えるところでございます。

○井上哲士君 先ほどの理事会でも是非ホームページで公開をすべきだということを申し上げましたが、是非各会派も積極的な御検討をお願いしたいと思います。

法案自体についてお聞きをいたします。

法案作成の衆議院での協議の過程で、与党からは、公設の議員秘書が当該国会議員の資金管理団体又は当該国会議員が所属する政党に対しての寄附を禁止する、こういう案が提示されました。この案を作成した考え方についてお聞きをいたします。

秘書が政党や議員等に対して行う寄附について、先ほどのこの答申では、本来、寄附は法律にのっとり自由に行うことができるもので、特別な法規をもって禁止できるものではないと、こうしておられます。国民一人一人の行う寄附というのは、憲法十五条の参政権と同様、国民の基本的な権利の一つと言ってよいものだと思います。公設秘書であつたであれ、各人の意思に基づく寄附は国民の政治参加の権利行使であり、秘書の当該国会議員の資金管理団体や所属政党への寄附を禁止する、このことは憲法に違反をするものではないかと、こう考えますけれども、これは法制局に

いかと、こう考えますけれども、これは法制局にお伺いをいたします。

○衆議院法制局参事(郡山芳一君) 衆議院法制局でございます。

先生御指摘の点でございますが、これは衆議院での法案作成協議の途中段階で各党から提示された案の中身に関してのことでございますので、今ここで私どもの方からお答え申し上げることは適当ではないと考えております。

ただ、そのことはそのこととして、政治団体に對する寄附の禁止についてどう考えるかという御質問としてお答えをさせていただきますと、先生御承知のように、政治団体に對する寄附は憲法上保障された国民の政治活動の自由の重要な要素であるということでありまして、したがって、仮にこれを制限するとすれば、問題を解決するために必要な最小限の合理的な制限でなければならぬ。また、逆に申し上げますれば、その範囲内ならば規制をすることもまた可能であるということになります。

したがって、今回起きております公設秘書についての問題の状況や、それに関して国民が抱えていると思われる疑惑なり疑念なりの範囲や程度に對する先生方の御認識や御判断によつて憲法上許容される規制の範囲や程度についての御認識が異なってくるものがあるんだらうと、このように理解をしておりますのでございます。

○井上哲士君 改正案は、この公設秘書のする政党その他の政治団体に對する寄附それ自体は禁止をしております。ところが、二十一条の三で秘書に對して寄附の勧誘や要求を禁止している、こういうことになっておりますが、この立法目的はどういうことになるのでしょうか。

○衆議院議員(小坂憲次君) 井上議員が先ほど来御指摘になりましたような秘書給与にかかわる事案は、税金によつて賄われている秘書給与の一部が当該議員の資金管理団体や政党に還流し流用される等の問題が発生し、国民から厳しい批判を受けているところであります。

もとより、公設秘書が真に自発的な寄附を行うことは本案では何ら禁止されているものではありません。一方で、秘書と国会議員の關係から、議員の資金管理団体や議員が所属する政党に對する寄附の勧誘、要求がなされる場合には、秘書が強い圧力、プレッシャーを感じて事実上寄附せざるを得ないことが考えられるわけでありまして、これを利用して秘書給与の流用が行われるケースもあると思われるわけでありまして、そこで今回、国民から秘書給与が政治資金等に流用されるという疑惑を招きかねない寄附に限つてその勧誘と要求を禁止するところといたしております。

○井上哲士君 議員と秘書の政党所属の關係は各党それぞれいろいろあります。ただ、秘書が当該議員の属する政党の構成員であるということは、一般国民と比べますとるかにその比率は当然高いわけであります。

党に在籍をする議員の秘書に對してその政党が寄附の勧誘、要求をするかということは本来その政党が決めることでありまして、政党の権限に属することだと思ひます。それを法律で禁止をするというところは、自由であるべき政党の政治活動を制限することになるのではないかと。それはまた結社の自由を侵害するものになるのではないかと考えますけれども、この点、法制局、いかがでしょうか。

○衆議院法制局参事(郡山芳一君) お答えをいたします。

先ほど御説明をさせていただきましたが、今回の改正案は、先生方の御認識、すなわち今回の問題で、税金を原資として公設秘書に支払われている秘書給与が雇主である議員の資金管理団体やその所属する政党に政治資金として言わば還流し流用されているのではないかと国民から強い疑念を抱かれています。先生方から強い御認識に立脚してなされたものであります。そのような先生方の御認識に立てば、今申し上げましたような疑念を持たれる可能性が高い、そういう寄附に限つて勧誘、要求を禁止することには十分

な合理性があると考えます。

なお、今回の寄附勧誘、要求の禁止は、これは秘書に對する寄附の勧誘、要求の禁止でありまして、政党の構成員一般に對して寄附の勧誘、要求を禁止するものではないということからも併せて考えますと、先生御指摘のような政党の政治活動の自由及び結社の自由を不当に侵害するものとは言えないと考えております。

○井上哲士君 政党の政治活動の自由の制限にはならないということを繰り返して求めておきます。

次に、兼職禁止規定の第二十一条の二で「他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。」としておりますが、この規定の立法趣旨、それからその職務及び事業、この定義について述べていただきたい。例えば政党の政審の仕事、政治団体の会計責任者、それから福祉の作業所、こういったものについては職務や事業に該当するものかということも含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(郡山芳一君) お答えをいたします。

本改正案で規定しております職務に従事するというのは、法人その他の団体の役員としてその地位に就いて当該団体の事務を行うことでありまして、また事業を営むというのは自己の名義で商業、工業等の事業を経営することでありまして、いずれにしましても、公設秘書がその職務以外の事業又は職務に継続的又は定期的に従事する場合をいうのでございます。

そこで、先生御指摘の政審の仕事等でございますが、これは公設秘書さんが先生方の職務遂行の補佐の一環としてあくまでも先生のお手伝い、先生の補佐ということで先生がなさっている仕事を手伝う意味から政審における政策立案作業を手伝うというような場合には、これはその仕事そのものは公設秘書の職務の一環と考えられますので、兼職というふうには評価はされないと思ひます。しかしながら、そうではございませんで、その秘書さんが政党職員として、言わば議員の指揮命令

から、雇主である議員の指揮命令から離れた形で、要するに独立した形で政党の事務を行っている場合、政審の仕事を行っているような場合は兼職に当たるといふことにならうと、このように考へております。

また、福祉作業事務所等につきましても、これは兼職に当たるといふことで届出をしていただくことにならうと、このように考へております。

○井上哲士君 政治団体の会計責任者という場合はいかがですか。

○衆議院法制局参事(郡山芳一君) 政治団体の会計責任者におきましても、兼職に当たると言われれば、これは当該団体の仕事としてその職務を遂行するわけでございますから、一般的に言いますと兼職に当たると考えられます。

○井上哲士君 この兼職文書の公開、保存についてお聞きしますけれども、法案では任期中ということになっておりますけれども、国民のいろんな公開にこたえていくという点で言いますと、その議員が初めて当選してから引退するまで、議員の在任期間すべてを通して公開し保存をすべきだと考えますけれども、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。

兼職文書の公開につきましては、当該議員秘書の退職までの間これを行うことを考へております。公開でございます。また、兼職文書の保存期間につきましては、当該議員秘書を使用する国会議員の退職までの間ということを想定しております。

今回の兼職文書の公開の趣旨は、兼職の状況を公開することによりまして勤務実態のない議員秘書に対して公費が支払われるというようなゆゆしき事態が行われないようにということを目的としたものでございます。上記のような趣旨にかながみれば、議員活動の節目である任期ごとに当該任期中の兼職の状況を公開して、また公開された文書を保存するということにいたしますれば、今回兼職について許可制を導入した目的は十分達成するものというふうに考へております。

○委員長(宮崎秀樹君) 時間です。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(宮崎秀樹君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

特に討論の申出もありませんので、これより直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(宮崎秀樹君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、自由民主党一人十分、民主党・新緑風会一人十五分、公明党及び日本共産党各々一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求め、異議がないと決しますと、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があり、これに対し、武見敬三君、山本孝史君、渡辺孝男君、小池晃君の順にそれぞれ質疑を行います。

次に、日程第一ないし第三を一括して議題とした後、外交防衛委員長が報告されます。採決は三件を一括して行います。

次に、日程第四について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国会議員秘書給与法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタンス式投票をもつて行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間五十五分の見込みでございます。

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

(参照)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
給与の直接支給(第十七条の二関係)

議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給すること。ただし、法律等で定めるところにより控除されるものについては、この限りでないこと。

二 議員秘書の採用制限(第二十條の二関係)

一 国会議員は、六十五歳以上の者を議員秘書に採用することができないこと。

二 国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができないこと。

三 兼職禁止(第二十一條の二関係)

一 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならないこと。

二 一にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができること。

三 議員秘書は、二の許可を受けた場合には、その旨並びに兼職先、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を議長に提出しなければならないこと。この文書は、公開すること。

四 寄附の勧誘又は要求の禁止(第二十一條の三関係)

何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部(当該国会議員に係る後援団体を含む。)に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないこと。

五 その他(附則関係)

一 この法律は、公布の日から施行すること。

二 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成十六年十二月三十一日までの間は、三を適用しないこと。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(給与の直接支給)

第十七条の二 議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給する。ただし、法律で定めるところにより又は両議院の議長が協議して定めるところにより控除されるものについては、この限りでない。

第二十條の次に次の一条を加える。

(議員秘書の採用制限)

第二十條の二 国会議員は、年齢六十五歳以上の者を議員秘書に採用することができない。

2 国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができない。

第二十一條の次に次の二條を加える。

(兼職禁止)

第二十一條の二 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができる。

3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。この場合においては、両議院の議長が協議して定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

(寄附の勧誘又は要求の禁止)

第二十一條の三 何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役職員又は構成員である政党

その他の政治団体又はその支部(当該国会議員に係る後援団体(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九條の五第一項の後援団体をいう。)を含む。)に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成十六年十二月三十一日までの間は、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第二十一條の二の規定は、適用しない。

理由

国会議員の秘書について、その採用制限及び兼職禁止について規定を設けるとともに、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五月十二日(水)の議事予定

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高齢者等々の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

趣旨説明 坂口厚生労働大臣

質 疑 武見 敬三君(自) 一〇分

山本 孝史君(民) 一五分

渡辺 孝男君(公) 一〇分

小池 晃君(共) 一〇分

日程第一 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第二 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條の次に次の一条を加える。

(給与の直接支給)

第十七條の二 議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給する。ただし、法律で定めるところにより又は両議院の議長が協議して定めるところにより控除されるものについては、この限りでない。

第二十條の次に次の一条を加える。

(議員秘書の採用制限)

第二十條の二 国会議員は、年齢六十五歳以上の者を議員秘書に採用することができない。

2 国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができない。

第二十一條の次に次の二條を加える。

(兼職禁止)

第二十一條の二 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができる。

3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。この場合においては、両議院の議長が協議して定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

(寄附の勧誘又は要求の禁止)

第二十一條の三 何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役職員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部(当該国会議員に係る後援団体(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九條の五第一項の後援団体をいう。)を含む。)に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成十六年十二月三十一日までの間は、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第二十一條の二の規定は、適用しない。